

第16回富山県景観審議会議事録（概要）

平成25年8月12日（月）
14：00～15：30
富山県庁4階大会議室

●会長の互選、会長職務代理者指名等

- ・宮口委員が会長に選出された。
- ・会長より河田委員が職務代理者に指名された。

●報告事項

「北陸新幹線沿線眺望景観基礎調査の結果について」報告
【意見・質問等】

（会 長）

富山市は独自の景観条例を持っているため、県は市に景観行政を委ねていることと思うが、富山市の動き等について情報がありますか。

（事務局）

平成25年3月5日に市と県が富山市内の新幹線高架へ上り、眺望景観を確認しました。また、市では、市内を対象とした眺望景観に関する調査を実施する予定と聞いています。

（会 長）

富山市の情報を当審議会へ伝えながら意見を吸い上げてほしいと思います。

（委 員）

今後、景観条例に基づき色や大きさ、高さなどに対する規制を定めていくつもりでしょうか。

（会 長）

現時点で、県としての考えはありますか。

（事務局）

国のガイドラインでは、高速道路と鉄道・新幹線は同じ規制となっており、高速道路に適用されている規制が一つの目安になるのではないかと考えています。

（会 長）

県内の素晴らしい田園景観や散居村の景観を阻害する広告物や建築物を規制することが目的かと思えます。今回の調査結果の写真から、規制の対象となると想定される屋外広告物等がありましたか。

（事務局）

市街地では、壁面広告や屋上広告が多数見られました、今後、屋外広告物が新幹線沿線に広がる可能性はあると感じています。経済活動の観点から屋外広告物を完全に否定できないので、秩序を持った規制が必要と考えています。

(会 長)

各委員から感想でも良いので、意見をいただけないでしょうか。

(委 員)

思っていたより突出している屋外広告物が少ないというのが正直な感想です。逆に言えば、今、立山連峰等が望める良好な場所に屋外広告物が設置されない対策を施すことが必要だと思います。また、屋外広告物だけでなく派手な色彩を用いた建築物も散見されますので、建築物に対して一定の基準を定めることも必要かと思えます。新幹線の高架ができることによって屋外広告物への視点場が変わり、旅客から間近に見える屋外広告物への寸法の調整も検討の対象になるのではないのでしょうか。類似事例にIC付近に立地する量販店で、規制対象の屋外広告物について、大きさを標準型から一回り小さく変更した事例も参考になると思います。

(委 員)

北陸新幹線沿線眺望景観基礎調査について、高速道路と同様に沿線の一定幅について実態を調査したことは理解できましたが、新幹線沿線の眺望景観の調査として、立山連峰や散居村等の眺望景観と関連づけた調査内容になっていないように思えます。今後の規制・誘導を考えるならば、現行の規制・誘導では、どのような可能性があるかシミュレーションを実施しながら対応を考えていくべきではないのでしょうか。今回の調査はこれで終了し、新幹線沿線には高速道路と同様の基準を重ねるだけなのでしょうか。

(事務局)

今回の調査は、新幹線の高架からの景色の状況と屋外広告物の状況を把握することが目的となっています。今後、基礎調査の写真を基に規制をかけなかった場合に掲出される屋外広告物や規制をかけた場合に掲出される屋外広告物のシミュレーションを実施する予定にしております。シミュレーションは、今回の調査では調査地点に限られるなど制約があり、基礎調査の写真を利用し、資料を作成することになります。

(委 員)

状況は把握できましたが、規制を考える調査としては不足していると感じています。

(事務局)

申し訳ありません。

(会 長)

例えば、素晴らしい散居村の景観が望める場所などは把握していますか。

(事務局)

特定の場所を把握する調査はできなかったのが実情です。

(会 長)

今後、試運転時に移動しながら写真を撮る等、ご検討いただければと思います。

(事務局)

試運転について、黒部宇奈月温泉駅より東側は12月から開始すると聞いています。

(会長)

写真の撮影やシミュレーション手法についてご検討いただければと思います。

(委員)

富山県内では、あまり見られないが、田園の中に仏像や巨大建築が建てられ、建築物そのものが広告物となる場合があります。最近では、そのような事例は少なくなっていますが、現在の日本の仕組み上、建築される可能性があり、新幹線が開業することも踏まえると景観審議会として対応を考えることが必要と感じています。

(委員)

全体のスケジュール案について、北陸新幹線の開業や消費税増税の関係もあり、建築の計画が多く立ち上がっています。4月に条例を即施行するのではなく、事前にお知らせしたり、協力を依頼するなどの対応はできないのでしょうか。

(事務局)

これから屋外広告物部会で、規制の方向性について調査研究いただき、パブリックコメントを11月中に実施する予定でいます。このパブリックコメントが皆さんに対するひとつのお知らせになると考えています。12月には景観審議会の答申を得た段階で、早ければ年内には周知に取り掛かれると考えています。

● 諮問事項

「屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について」諮問

【意見・質問等】

(会長)

手続きとしては、屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定の変更について屋外広告物部会において議論していただき、部会長との相談を経た後に、みなさんのご意見をいただき、答申する流れになるかと思えます。まずは、この流れについてお諮りしたいと思えますが、いかがでしょうか。特に意見も無いようですので、そのように進めさせていただきたいと思えます。

(会長)

まだ時間もありますので、先ほどの北陸新幹線沿線眺望景観基礎調査や屋外広告物の規制あり方等について、ご意見やご感想等あれば、伺いたいと思えます。

(委員)

景観を考えた際、日中の立山連峰や二上山、田園風景などの景観を保全すること以外に、夜間景観に対する視点も重要だと思えます。日中・夜間問わず、富山県全体の景観を考える必要があると思えます。また、屋外広告物以外に建築物に対して検討が必要かと思えます。公共の建

建築物や大規模な建築物は、行政のチェック機能が働き、景観条例に沿って整備されると思いますが、小規模な建築物に対しては制度上チェック機能が働かない場合があります。小規模な建築物も集合体となることで周囲の景観に影響を与えるため、今後、対策を考える必要があると思います。

(会 長)

夜間景観及び小規模建築物に対して検討する必要があるとのご意見だったかと思います。事務局の方で受け止めていただきたいと思います。

(委 員)

車窓から眺める風景は、田園景観の地域と市街地の地域に大別できるかと思います。市街地に屋外広告物があっても、それほど目立たないが、逆に建築物が景観を阻害している場合が多くあるのではないのでしょうか。市街地より、田園景観地域に屋外広告物が設置されないよう、市街地と田園景観地域でメリハリをつけるべきだと思います。また、新幹線は高架を走行するため、見晴がよく、現在よりも旅行者は景観に対して目を向けることと思います。富山県には、7本の一級河川があり、河川景観も富山県ならではの景観かと思います。立山連峰の眺望景観等も含め、新幹線乗車時の見どころの設定やその周辺の景観保全が重要ではないのでしょうか。景観保全については、通常の手続きによる書類審査ではなく、委員会による書類審査を実施し、チェックすべきだと思います。

(委 員)

県内に選定した散居村を望める眺望点では、散居村だけではなく富山平野や河川、富山湾なども合わせて望むことができますが、この地に新幹線が通ることで眺望は変化しています。新幹線からの眺望に対する規制だけではなく、新幹線を含めた富山の景観を考えたときに、自然と人の暮らしが調和されている現状の大切さをこの機会に広めることが重要ではないかと思います。

(会 長)

事務局は、今のご意見を参考に景観行政をすすめてほしいと思います。

(委 員)

北陸新幹線からの眺望景観の保全という視点から、首都圏の方は日本海への意識も強いのではないかと思います。是非、立山連峰と散居村以外に日本海も併せて強調してほしいと思いました。

(委 員)

地域をPRする屋外広告物は必要だと思っています。東京に向かう際、埼玉周辺からどこの町かわからないことがあるかと思います。すべてを規制するのではなく「ホテルイカのまち 滑川」「蜃気楼のまち 魚津」など、地域をPRする屋外広告物に関しては、積極的に推進すべきかと思っています。

(会 長)

景観審議会では規制だけでなく、景観広告とやま賞を制定し、屋外広告物を良い方向に進めていますので、屋外広告物の推進についてもご発言いただければと思います。

(委 員)

やはり、多くの方が富山県に来ていただくことで、経済効果を上げていただきたいと思います。経済活動の視点も踏まえた屋外広告物を考えてほしいと思います。

(委 員)

景観を大切にすることと個人の財産権をどのように調和させるかが問題になっているかと思えますので、そのような観点から意見を申し上げることができればと思っています。今回、北陸新幹線からの眺望について取り上げられていますが、屋外広告物条例の規制には様々な観点から知事の指定等がなされているかと思えますので、どのような考え方からどのような規制がなされているかを知識として共有することも有益であると思っています。私自身も富山県出身であり、富山の良い景観を大切にしていきたいと考えています。詳しく理解していない面も多々ありますが、色々と意見を申しあげていきたいと思っています。

(委 員)

景観に対して、規制があることなど広く知られていないと思います。最近、派手な色彩を用いた建築物などを見て驚くことがあります。企業にとってはPR効果につながると思いますが、早く多くの人に景観について知ってもらい、県民の問題意識を高め、気持ちを共有することが重要であると考えています。

(会 長)

景観に対して、県としては早い時期から頑張っていると思いますが、さらに市町村と県の連携や、企業がPRしたい思いとの調和を図りながら、工夫して景観行政を進めてほしいと思います。目の前の問題としては、新幹線からの眺望のあり方、屋外広告物条例に基づく禁止地域等の見直しがあると思いますが、当局の奮闘を期待したいと思います。

●その他

「うるおい環境とやま賞」「景観広告とやま賞」「とやま景観めぐりスタンプラリー」について報告

【意見・質問等】

(会 長)

県民へ今回の取り組みについて知ってもらえるよう努力してもらいたいと思います。また、各委員も身近な方に各賞やイベントについてお知らせいただければと思います。それではご質問が無いようですので、これにて景観審議会を閉会させていただきます。

○閉会挨拶